

# 令和8年度 生徒募集要項

## さいたま市立浦和高等学校

### 第1 募集人員及び出願資格等

1 募集人員 320名（併設のさいたま市立浦和中学校からの入学予定者80名を含む）

#### 2 出願資格

本校に入学を志願できる者は、次の(1)、(2)、(3)のいずれかの条件を満たし、かつ、(4)、(5)、(6)のいずれかに該当する者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和8年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和8年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和8年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 本人及び保護者が県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者
- (5) 県外の中学校等からの志願者で、あらかじめ出願について本校校長の承認を得た者（「令和8年度埼玉県公立高等学校入学志願者の出願資格等について（通知）」による）
- (6) 海外の日本人学校等からの志願者で、あらかじめ出願についてさいたま市教育委員会において、出願資格の認定を受けた者

### 3 通学区域

埼玉県の全区域とする。

### 第2 一般募集

#### 1 出願資格

第1の2に該当する者。

#### 2 出願手続

##### (1) 志願者情報等の入力・受検票

ア 志願者は、令和8年1月27日（火）正午から2月10日（火）正午までの間に、本校ホームページ上で、電子出願手続の案内に従って志願者情報等の入力を行う。その後、志願者が入力した内容を、出身又は在学中学校（以下、「出身中学校等」という。）が専用サイト等において確認すること。

イ 志願者は、「受検票」を2月20日（金）午後3時以降に各自で印刷すること。

##### (2) 入学選考手数料

志願者は、出願までに電子出願手続の案内に従って入学選考手数料（2,200円）を電子収納により納付する。このとき、入学選考手数料とは別に生じる電子収納に係る手数料は、志願者が負担すること。ただし、一度納付した入学選考手数料及び電子収納に係る手数料は返還しない。

##### (3) 調査書・その他必要な書類等

ア 出身中学校長は、志願者について「調査書、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表作成要領（以下、「調査書等作成要領」）」により、「調査書」を作成すること。

イ 志願者又は出身中学校長は、「調査書」「その他必要な書類等」を本校校長に提出すること。

ウ 災害等のやむを得ない事由で、所定の「調査書」を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

##### (4) 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

ア 出身中学校長は、調査書等作成要領により「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」を作成し、次の(5)に示す期間に本校校長及び県教育局県立学校部高校教育指導課長にそれぞれ1部を提出すること。ただし、郵送による提出の場合は「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、併せて令和8年2月13日（金）を配達指定日とすること。封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。なお、出願書類等と同一の封筒で提出する場合、封筒の表には、「出願書類等在中」と「学習の記録等一覧表等在中」を朱書きで併記すること。

イ 過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

##### (5) 出願書類の提出方法（原則、中学校がまとめて郵送による出願とする）

提出書類	提出方法	提出期間及び受付時間
調査書 その他必要な書類等 ※中学校がまとめて提出するときは、送付票を同封すること。	中学校がまとめて郵送※	令和8年2月13日（金）を配達指定日とすること。
	志願者が郵送	
中学校がまとめて持参※	中学校がまとめて持参※	令和8年2月13日（金）午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
	志願者が持参	令和8年2月16日（月）午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日（火）午前9時から正午まで
学習の記録等学年内評価分布表 学習の記録等一覧表	郵送する場合	令和8年2月13日（金）を配達指定日とすること。
	持参する場合	令和8年2月16日（月）午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日（火）午前9時から正午まで

### 3 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

### 4 志願先変更

#### (1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜へ志願先を変更することはできない。

令和8年2月18日（水）午前9時から2月19日（木）午後4時まで

書類提出期間は、2月18日（水）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで  
2月19日（木）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、上記期間に書類の提出ができない場合は、出身中学校長は事前に本校に連絡し、20日（金）午前9時から正午までの間に提出すること。

#### (2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

本校から他の学校へ志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」を、本校校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに持参により、出願書類を提出すること。

##### ア 入学選考手数料

（ア）さいたま市立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納付する必要はない。

（イ）県立高等学校又はさいたま市以外の市立高等学校に変更する場合は、改めて所定の手続きにより納付すること。

（ウ）一度納付した入学選考手数料は返還しない。

##### イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に速やかに提出する。ただし、既に提出している場合は改めて提出する必要はない。

#### (3) 他の学校から本校へ志願先変更するときの手続

他の学校から本校へ志願先変更を希望する者は、電子出願手続の案内に従って志願者情報等の入力を行い、出願書類を提出する。また、出身中学校長を経て、「志願先変更願」を、先に出願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに持参により、出願書類（「志願先変更証明書」及び「調査書等」）を提出すること。

「受検票」を2月20日（金）午後3時以降に各自で印刷すること。

※先に志願した高等学校が県立・川越市立の場合は上記の手続きの前に以下の①～③を行うこと。

①中学校による志願取消許可

②志願者による志願取消申請

③中学校による志願取消確認・承認

##### ア 入学選考手数料

（ア）さいたま市立高等学校から本校に志願先を変更する場合は、改めて納付する必要はない。

（イ）県立高等学校又はさいたま市以外の市立高等学校から本校に志願先を変更する場合は、第2の2の(2)に準ずる。

##### イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

志願先変更があったときは、出身中学校長は本校校長に速やかに提出する。ただし、既に提出している場合は改めて提出する必要はない。

#### 5 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」を速やかに本校校長に持参により提出すること。

#### 6 学力検査

（1）志願者は、令和8年2月26日（木）に行われる学力検査を受検しなければならない。

（2）急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。なお、追検査を受検する場合は、第2の8による。

（3）学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。なお、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施する。

（4）学力検査会場は、本校とする。

（5）学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～9:20	9:25～10:15 (50分)	休	10:35～11:25 (50分)	休	11:45～12:35 (50分)	休	13:30～14:20 (50分)	休	14:40～15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語	憩	数学	憩	社会	食	理科	憩	英語

※当日は、午前8時30分までに本校に集合すること。

（6）学力検査の配点等については、令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜要領で定める。

（7）障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、「令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」（30ページ）による。

#### 7 面接

一般募集では、実施しない。

#### 8 追検査

（1）「令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」（10ページ）に該当する者は、令和8年3月3日（火）に実施する追検査を受検することができる。

（2）出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」を令和8年2月27日（金）正午までに本校校長に提出すること。

（3）本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」を交付する。志願者は、「追検査受検承認証（本人用）」と「受検票」を追検査当日に持参すること。

（4）追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。なお、数学及び英語の追検査において「学校選択問題」を実施する。

（5）不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集においては、令和8年3月3日（火）に個人面接を実施する。

（6）追検査の会場は、本校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。

#### 9 入学許可候補者の発表

##### （1）日時・方法

1 日時 令和8年3月6日（金）午前9時  
2 方法 本校ホームページに合否照会サイトのリンクを掲載。電話等の問い合わせには一切応じない。

本校校長は、受検票を確認し選抜結果通知書を入学許可候補者に交付する。

（2）入学許可候補者は、令和8年3月6日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までに、「受検票」を持参し、本校校長から書類等を受け取ること。

（3）入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出すること。

## 10 個人情報の取扱い

出願の際に入力された志願者情報及び調査書等に記載されている個人情報並びに学力検査等の入学者選抜を通じて本校長が取得した個人情報は、入学に係る事務手続き、志願者及び出身中学校等に対して検査結果等を提供する業務に使用する。

## 第3 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

### 1 募集人員等

一般募集で実施し、募集人員は定めない。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

### 2 出願資格

令和8年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

### 3 出願及び書類の提出

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」を、在学中学校長を経て、本校校長に提出すること。また、出願に当たり、電子出願手続の案内に従い志願者情報等の入力をすること。

### 4 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

### 5 面接

令和8年2月26日(木)に個人面接を実施する。

### 6 その他

ここで定めた内容以外の事項については、「第2 一般募集」による。

## 第4 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等

### 1 私立中学校から出願する場合

(1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者  
ア 出願資格  
第1の2による。

イ 出願手続  
(ア) 第2の2による。  
(イ) 住民票の写し(出願日より3カ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。)を提出すること。

(2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者  
下記2による。

(3) 令和8年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者  
下記2による。

(4) 県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者が出願する場合、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」を提出すること。

### 2 県外中学校等から出願する場合

(1) 出願資格  
出願について本校校長の承認を得た者

(2) 出願承認の手続  
ア 出願承認の申請  
(ア) 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して、承認を受ける。  
(イ) 出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和8年1月13日(火)から2月9日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)  
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。  
なお、可能な限り、令和8年2月6日(金)までに出願承認の申請を行うこと。

### イ その他

(ア) 提出する書類は、すべて本県所定のものとする。  
(イ) 詳細は「令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」(18ページ)による。

### 3 海外の日本人学校等から出願する場合

(1) 出願資格  
さいたま市教育委員会において、出願資格の認定を受けた者

(2) 出願資格認定の手続  
ア 出願資格認定の申請  
(ア) さいたま市教育委員会学校教育部高校教育課高校教育係に問い合わせること。電話048-829-1671  
(イ) 出願資格認定の申請を行う期間及び受付期間は、次のとおり。

令和7年12月1日(月)から令和8年2月9日(月)正午まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日、  
令和7年12月29日(月)から令和8年1月2日(金)までの間を除く。)  
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。  
なお、可能な限り、令和8年2月6日(金)までに出願資格の認定を受けること。

### イ その他

詳細は「令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」(19ページ)による。

## 第5 帰国生徒特別選抜による募集

### 1 募集人員

8名(一般募集の募集人員に含める。)

### 2 出願資格

第1の2に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本国における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者  
(2) 日本国における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者

ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和8年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

### 3 出願手続

第2の2に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 電子出願手続の案内に従い、「帰国生徒特別選抜による募集」を選択する。
- (2) 第2の2の(3)のイについては、出身中学校長による応募資格証明を受け、「帰国生徒特別選抜適用申請書」を、本校校長に持参により提出すること。「帰国生徒特別選抜適用申請書」を受理した本校校長は、所定の「帰国生徒特別選抜証明書」を交付する。
- (3) 第3の3の「自己申告書」は、提出することができない。
- (4) すべての出願書類が提出された志願者を、帰国生徒特別選抜の対象とする。

### 4 志願先変更

第2の4に準じる。ただし、次のことに留意する。

第2の4の(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」を持参により提出すること。

### 5 学力検査

第2の6により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。学力検査の日程は次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休	10:35~11:25 (50分)	休	11:45~14:20	休	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語	憩	数学	憩	学力検査当日に指示する。	憩	英語

※当日は、午前8時30分までに本校に集合すること。

### 6 面接

令和8年2月26日(木)に個人面接を実施する。

### 7 入学許可候補者の発表

第2の9による。

### 第6 選抜基準、入学者選抜実施要項・入学者選抜要領

入学者選抜における本校の選抜基準、令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項・入学者選抜要領等の高校入試情報については、埼玉県教育委員会のホームページの「令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜に関する情報」に公開されている。

### 第7 入学手続等・入学許可候補者説明会

#### 1 入学許可候補者説明会(保護者負担による学校指定タブレット購入についての説明を含む)

(1) 入学許可候補者は、令和8年3月18日(水)の午後(予定)、本校において行う「令和8年度入学許可候補者説明会」に保護者同伴で必ず出席すること。状況により開催方法等を変更する場合は、入学許可候補者の発表時に交付する書類で伝える。

(2) 本校PTA会長・あけぼの会会長が徴収する「入学時納入諸費」を指定期限までに口座振込で納入すること。  
(参考:令和7年度は、入学時納入諸費22,500円)  
また、「入学のしおり」等で指示された書類を提出すること。

#### 2 入学料・授業料

入学を許可された者は、さいたま市授業料等徴収条例により入学料等を納入すること。ただし、下記の「市内生」とは、保護者とともにさいたま市に居住する者である。なお、納入方法は口座振替によるものとし、所定の期日を守ること。

(1) 入学料  
市内生 5,650円  
市外生 142,000円

(2) 授業料  
市内生 118,800円/年額  
市外生 118,800円/年額  
※令和8年度より、国の制度である「高等学校等就学支援金制度」により認定されれば、0円となる予定です。

リンク:文部科学省のサイト「高校生等への修学支援」([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/))

## さいたま市立浦和高等学校

〒330-0073 さいたま市浦和区元町1丁目28番17号

TEL 048-886-2151 FAX 048-883-2029

ホームページアドレス <https://www.uroashi-h.city-saitama.ed.jp/>

